



株式会社ビジケア

LINE



次世代訪問看護師によるe-learning

▶訪問看護に関する最新情報はこちら

訪問看護費(基本サービス費) 【介護保険】

株式会社ラクダナス
訪問看護ステーションラクダ
看護師
野中 翔太

CONTENTS

- 1 介護保険の訪問看護費とは？
- 2 訪問看護の加算・減算の例
- 3 訪問看護[報酬のイメージ]
- 4 訪問看護の基本サービス費の単位数
- 5 訪問看護の基本サービス費のポイント



介護保険の訪問看護費とは？

3

介護保険の訪問看護費（基本サービス費）

訪問看護は、「基本サービス費」＋「加算・減算」というイメージで考えると分かり易いです。

基本サービス費

+

加算・減算



訪問看護の加算・減算の例

4

介護保険の訪問看護費（基本サービス費）

加算の例

- 看護体制強化加算
- 初回加算
- 特別管理加算
- サービス体制強化加算
- 退院時共同指導加算…など

減算の例

- 同一建物減算
- 理学療法士等が3回（60分）を超えて訪問看護を実施した場合…など



訪問看護[報酬のイメージ]

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費



指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

利用者の状況に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

看護体制強化加算	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 【複数名加算】
夜間・早朝の訪問+25%/回 深夜の訪問+50%/回	過去2カ月間に当該事業所から訪問看護を提供していない場合 【初回加算】
通算1時間30分以上の訪問 【長時間訪問看護加算】	訪問介護事業所と連携 【看護・介護職員連携強化加算】
24時間の訪問看護対応体制を評価 【緊急時訪問看護加算】	特別な管理の評価 【特別管理加算】
在宅で死亡した利用者へのターミナルケアを評価 【ターミナルケア加算】	特別地域訪問看護加算 中山間地域等の小規模事業所加算 中山間地域等居住者へのサービス提供加算
職員研修等を実施 【サービス提供体制強化加算】	
利用者が事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護・軽費点有料老人ホーム及びサ付つに限る)に居住する場合または利用者が上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する場合(1月あたり20人以上の場合)	准看護師による訪問看護 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問

参考：H29.7.5) 第142回 社保審－介護給付費分科会 訪問看護 (参考資料)

訪問看護の基本サービス費の単位数

6

訪問看護ステーション

みなし指定訪問看護事業所

	訪問看護費	介護予防 訪問看護費
20分未満	313単位	302単位
30分未満	470単位	450単位
30分以上 60分未満	821単位	792単位
1時間以上 1時間30分未満	1,125単位	1,087単位
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士の場合	20分以上 293単位	20分以上 283単位

	訪問看護費	介護予防 訪問看護費
20分未満	265単位	255単位
30分未満	398単位	381単位
30分以上 60分未満	573単位	552単位
1時間以上 1時間30分未満	842単位	812単位



訪問看護の基本サービス費のポイント

7

基本サービス費のポイント

- 1 基本サービス費は訪問看護ステーションとみなし指定の訪問看護と異なります。
- 2 訪問看護ステーションの方がみなし指定の訪問看護より高いです。
- 3 要介護と要支援で料金が異なります。（要介護の方が高い）
- 4 看護師は時間によって料金が異なります。（時間が長い方が高い）
- 5 理学療法士等の訪問看護は20分/回で週6回を限度となっています。
- 6 みなし指定の訪問看護は理学療法士等の訪問はありません。

